

# 横浜市水辺愛護会活動補助金交付要綱

制定 平成 23 年 2 月 9 日 道河管第 1 5 2 6 号（道路局長決裁）

改正 平成 24 年 3 月 7 日 道河管第 1 4 3 1 号（道路局長決裁）

改正 平成 27 年 3 月 26 日 道河管第 1 4 2 5 号（道路局長決裁）

## （目的）

第 1 条 この要綱は、地域の水辺環境を良好に保ち、市民が快適に水辺とふれあい親しむことができるよう水辺愛護会が行う清掃、除草及びその他の自主的な活動に対して、補助金を交付するために必要な事項を定める。

2 水辺愛護会活動への補助金交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

## （用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

## （補助対象）

第 3 条 補助の対象は、河川・水辺施設において、第 1 条の目的を達成するために結成され、横浜市水辺愛護会設置要綱第 7 条で市長の承認を受けた水辺愛護会（以下「愛護会」という。）が行う活動とする。

## （補助対象活動及び補助額）

第 4 条 補助対象活動は次のとおりとする。

(1) 清掃及び除草活動

(2) 自主的活動

前号に定める活動以外の活動で次のいずれかの活動

ア 河川・水辺愛護意識の醸成を目的とした活動

イ 水辺環境の美化を目的とした活動

ウ 水辺環境を中心とした地域コミュニティの醸成を目的とした活動

エ 水辺環境を活用した青少年の健全育成を目的とした活動

オ その他水辺にふれあい親しむために市長が必要と認める活動

(3) 水循環基本法第 10 条第 1 項で設けられた水の日において、同条第 3 項に基づき本市が実施する事業（以下「水の日事業」とする）への参加・発表を目的とした活動

2 前項に定める活動において、自主的活動及び「水の日事業」への参加・発表を目的とした活動については、第 1 項第 1 号に定める清掃及び除草活動を愛護会が行った場合に補助の対象とする。

3 前項に定める活動であっても次のいずれかに該当する活動は補助金の交付対象としない。

(1) 宗教的活動

(2) 政治的活動

(3) 営利を目的とした活動

(4) 河川又は水辺施設の用地内において、その機能又は能力を低下させる可能性のある活動

(5) 特定の者の親睦等を目的とした活動

(6) 公序良俗に反する活動

4 補助額については、清掃及び除草活動は別表のとおりとし、自主的活動及び「水の日事業」への参加・発表を目的とした活動は、予算の範囲内で道路局長が定める。

(補助金の交付申請)

第5条 愛護会は前条の規定に基づく補助金を交付申請するときは、清掃及び除草活動補助金交付申請書(第1号様式)又は自主的活動補助金交付申請書(第1号様式の2)、もしくは「水の日事業」活動補助金交付申請書(第1号様式の3)を道路局長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書類には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 清掃及び除草活動計画書(第2号様式)又は自主的活動計画書(第2号様式の2)、もしくは「水の日事業」活動計画書(第2号様式の3)

(2) 清掃及び除草活動予算書(第3号様式)又は自主的活動予算書(第3号様式の2)、もしくは「水の日事業」活動予算書(第3号様式の3)

(3) その他市長が必要と認める書類

3 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への添付を省略させることができる書類は次のとおりとする。

(1) 補助金の交付申請時における愛護会の資産及び負債に関する事項を記載した書類

(2) 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があったときは、その内容を審査して、交付の可否及び補助金額を、補助金交付決定通知兼交付額通知書(第4号様式)又は補助金不交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査にあたっては、市長は、申請者に対して必要な書類の提出を求めることができる。

(活動の中止及び申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた団体は、活動の中止及び補助申請の取下げをする場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(交付の請求)

第8条 第6条に定める補助金交付決定通知兼交付額通知書を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長に対して請求書(第6号様式)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付の時期等)

第9条 補助金規則第17条の規定により、市長が補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助金申請者の資金状況を勘案し、補助事

業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業を実施できない場合とする。

(実績報告)

第 10 条 愛護会は補助の対象となる活動が完了したとき（補助の対象となる活動等の廃止の承認を受けたときを含む）は、活動終了後 1 か月以内に、市長に対して清掃及び除草活動報告書（第 7 号様式）、清掃及び除草活動状況報告書（第 8 号様式）及び清掃及び除草活動収支報告書（第 9 号様式）、自主的活動報告書（第 7 号様式の 2）、自主的活動状況報告書（第 8 号様式の 2）及び自主的活動収支報告書（第 9 号様式の 2）「水の日事業」活動報告書（第 7 号様式の 3）、「水の日事業」活動状況報告書（第 8 号様式の 3）及び「水の日事業」活動収支報告書（第 9 号様式の 3）を提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 11 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額の確定は、補助金交付額確定通知書（第 10 号様式）により行うものとする。

(調査)

第 12 条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者に対し、必要に応じてその活動及び状況に関して質問、調査し、又は参考となるべき資料の提出を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付決定を取り消し、交付決定取消通知書（第 11 号様式）により、申請者に通知するものとする。

- (1) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の補助対象活動の条件に違反したとき。
- (3) 補助の目的に反して補助金を使用したとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は補助金の額が確定した場合において、交付した補助金に余剰金があると認めるときは、補助金返還請求書（第 12 号様式）をもって、補助金を交付した団体に対して補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(関係書類の保存期間)

第 15 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は 5 年とする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、道路局長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1（施行期日）

この要綱は、平成24年3月7日から施行する。

2（経過措置）

この要綱は、改正日以降に適用するものとし、改正日の属する年度にかかる実績報告書（第7号様式）、活動報告書（第8号様式）及び収支報告書（第9号様式）については、なお従前の例による。

附 則

1（施行期日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2（経過措置）

この要綱は、改正日以降に適用するものとする。

## 別表(第4条第4項)

### 清掃及び除草活動の補助額

	清掃 12回 除草 2回	清掃 12回 除草 0回	清掃 8回 除草 2回	清掃 8回 除草 0回	清掃 6回 除草 2回	清掃 6回 除草 0回
500メートル未満の水辺	57,000円	36,000円	45,000円	27,000円	36,000円	18,000円
500m以上～1,000m未満の水辺 5,000㎡未満の拠点	85,500円	54,000円	67,500円	40,500円	54,000円	27,000円
1,000m以上の水辺 5,000㎡以上～10,000㎡未満の拠点	114,000円	72,000円	90,000円	54,000円	72,000円	36,000円
10,000㎡以上の拠点	142,500円	90,000円	112,500円	67,500円	90,000円	45,000円

#### 〈補足〉

- 1 水辺拠点のトイレの管理については、上記とは別に10,000円/月
- 2 補助金額は上記の額を上限とします。
- 3 清掃の回数が、6回に満たない場合は、補助の対象となりません。
- 4 年度途中に結成された団体の活動の補助については、1月中に交付申請書の提出のあった場合を対象とします。

## 清掃及び除草活動 補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

団 体 名

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

※自署した場合は記名・押印を省略することができます。

横浜市水辺愛護会活動補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次の活動に対し補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

活動場所 : \_\_\_\_\_

活動規模 : \_\_\_\_\_

1 清掃回数 ・ 1 2 回 ・ 8 回 ・ 6 回

(いずれかに○を付けて下さい)

2 除草回数 ・ 2 回 ・ 0 回

(いずれかに○を付けて下さい)

3 トイレ清掃 ・ 有 ・ 無

(いずれかに○を付けて下さい)

4 実施予定日 : 清掃及び除草活動計画書のとおり

5 申請金額 : \_\_\_\_\_ 円

(詳細は清掃及び除草活動予算書のとおり)

6 添付書類 : 清掃及び除草活動計画書、清掃及び除草活動予算書

※ この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

## 自主的活動 補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

※自署した場合は記名・押印を省略することができます。

横浜市水辺愛護会活動補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次の活動に対し補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

活動場所 : \_\_\_\_\_

活動規模 : \_\_\_\_\_

1 イベント名（仮称でも可） : \_\_\_\_\_

2 活動（イベント）の対象者 :

- ・会員のみ      ・会員以外に参加者を募集      （いずれかに○を付けて下さい）

3 活動の目的      ・ 河川、水辺愛護意識の醸成

・ 水辺環境の美化

・ 水辺環境を中心とした地域コミュニティの醸成

・ 水辺環境を活用した青少年の健全育成

・ その他水辺にふれあい親しむために市長が必要と認める活動

（いずれかに○を付けて下さい）

4 活動の内容 : 自主的活動計画書のとおり

5 活動予定日 : 自主的活動計画書のとおり

6 実施場所 : 自主的活動計画書のとおり

7 申請金額 : \_\_\_\_\_ 円

（詳細は自主的活動予算書のとおり）

※ この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

## 「水の日事業」活動 補助金交付申請書

年 月 日

（申請先）  
横浜市長

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

※自署した場合は記名・押印を省略することができます。

横浜市水辺愛護会活動補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次の活動に対し補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 活動事業名（仮称でも可） : \_\_\_\_\_

2 活動の内容 : \_\_\_\_\_

（詳細は「水の日事業」活動計画書のとおり）

3 実施日・実施場所 : 本市が実施する「水の日事業」による

4 申請金額 : \_\_\_\_\_ 円

（詳細は「水の日事業」活動予算書のとおり）

※ この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。







# 「水の日事業」活動計画書

年 月 日

団体名：	
内 容	備 考

※ この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。







## 補助金交付決定通知兼交付額通知書

様

横浜市長

年 月 日申請のありました補助金につきましては、次の条件を付して交付しますので、速やかに請求書を提出して下さい。

### 1 交付額

#### 活動種別

清掃及び除草活動 \_\_\_\_\_ 円

自主的活動 \_\_\_\_\_ 円

「水の日事業」活動 \_\_\_\_\_ 円

合計 \_\_\_\_\_ 円

### 2 交付条件

- (1) この補助金は活動種別ごとに使用し、種別間の流用（※）はしないでください。
- (2) 事業完了後、速やかに清掃及び除草活動報告書（第7号様式）又は自主的活動報告書（第7号様式の2）、もしくは「水の日事業」活動報告書（第7号様式の3）を提出してください。
- (3) 指示があったときは、遅滞なく参考となるべき報告又は資料を提出してください。
- (4) 清掃及び除草活動報告書（第7号様式）又は自主的活動報告書（第7号様式の2）の提出後、事業の実施状況によって補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。
- (5) 横浜市水辺愛護会活動補助金交付要綱第4条第2項のいずれかに該当する場合には、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。

ア 宗教的活動

イ 政治的活動

ウ 営利を目的とした活動

エ 河川又は水辺施設の用地内において、その機能又は能力を低下させる可能性のある活動

オ 特定の者の親睦等を目的とした活動

カ 公序良俗に反する活動

- (6) この補助金について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
- (7) この補助金の活動に係る帳簿を作成し、関係書類とともに事業完了後5年間保管してください。

※ 流用とは、清掃及び除草活動の補助金を自主的活動に利用するなど、異なる活動種別間で使用することです。

※ 支払時期：適法な請求書を受理した日から起算して30日以内  
支払方法 ・前金払 ・確定払 とします。

第 号  
年 月 日

## 補助金不交付決定通知書

様

横浜市長

年 月 日申請のありました補助金につきましては、交付しないことと決定しましたので、通知します。

不交付の理由



# 請 求 書

年 月 日

（請求先）

横 浜 市 長

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

水辺愛護会活動補助金として、次のとおり支払を請求します。

補助金請求額	¥ . —	
振込先金融機関	金融機関 支店名	
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	ふりがな	
	口座名義人	

## 清掃及び除草活動 報告書

年 月 日

（報告先）  
横浜市長

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

※自署した場合は記名・押印を省略することができます。

年 月 日 第 号で交付決定を受けた補助金に係る活動について、関係書類を添えて報告します。

### 関係書類

〔 清掃及び除草活動 活動状況報告書  
清掃及び除草活動 収支報告書

### 添付書類

〔 写真  
活動広報資料（例 チラシなど）  
1件10万円以上の購入があった時は領収書の写し

※ この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

## 自主的活動 報告書

年 月 日

（報告先）  
横浜市長

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

※自署した場合は記名・押印を省略することができます。

年 月 日 第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定を受けた補助金に係る活動について、関係書類を添えて報告します。

### 関係書類

- 自主的活動 活動状況報告書
- 自主的活動 収支報告書

### 添付書類

- 写真
- 活動広報資料（例 チラシなど）
- 1件10万円以上の購入があった時は領収書の写し

※ この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

# 「水の日事業」活動 報告書

年 月 日

（報告先）  
横浜市長

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

※自署した場合は記名・押印を省略することができます。

年 月 日 第 号で交付決定を受けた補助金に係る活動について、関係書類を添えて報告します。

## 関係書類

- 「水の日事業」活動 活動状況報告書
- 「水の日事業」活動 収支報告書

## 添付書類

- 写真
- 1件10万円以上の購入があった時は領収書の写し

※この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

## 清掃及び除草活動 活動状況報告書

（            年度）            活動の状況が分かる写真もあわせてお送りください。

団体名			
活動状況		月 日、参加人数、活動内容 を記入してください。	
4 月		10 月	
5 月		11 月	
6 月		12 月	
7 月		1 月	
8 月		2 月	
9 月		3 月	
備 考			

※ この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

## 自主的活動 活動状況報告書

（ 年度） 活動の状況が分かる写真もあわせてお送りください。

団体名			
活動状況	月 日、参加人数、活動内容を記入してください。		
4月		10月	
5月		11月	
6月		12月	
7月		1月	
8月		2月	
9月		3月	
備考			

※ この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。











第 号  
年 月 日

様

横浜市長

## 補助金交付額確定通知書

年 月 日に報告書の提出のありました活動については、次のとおり補助金の交付額を確定しましたので通知します。

### 交付確定額

清掃及び除草活動	_____円
自主的活動	_____円
「水の日事業」活動	_____円
合 計	_____円

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

## 交付決定取消通知書

年 月 日に交付決定した補助金については、次の理由により交付の決定を取り消すことと決定しましたので通知します。

取り消しの理由

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

## 補助金返還請求書

年 月 日 第 号により交付しました補助金について、横浜市水  
辺愛護会活動補助金交付要綱第 1 4 条の規定により返還を請求します。

1 補助金返還請求額

\_\_\_\_\_ 円

2 返還請求の理由

3 返還期限

同封の納付書で、 年 月 日までに納付してください。